

■成績評価疑義申立てについて■

通知された当該期の成績評価について疑義が生じた場合、成績評価疑義申立書（別記様式）により、授業担当の教員に疑義の申立てを行うことができます。

<申立て方法>

成績評価疑義申立書を本学事務室に請求もしくは書式をダウンロードし、必要事項を記入の上、期限内に本学事務室へ学生本人が持参してください。

疑義申立期限：成績通知日より7日

申立てできる人：学生本人のみ

<問い合わせ先>

千葉明德短期大学 教務グループ

〒260-8685

千葉市中央区南生実町 1412

T E L : 043-265-1613 (平日 9:00~17:00)

F A X : 043-265-1627

e-mail : kyoumu@chibameitoku.ac.jp

